

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成21年7月定例会

平成21年6月29日

目 次

平成21年7月定例会

6月29日（月曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
諸報告	3
議案上程（報第1号）	3
提案理由の説明（広域連合長）	3
補足の説明（事業課長）	3
質疑	4
討論	4
採決	4
議案上程（議第10号及び議第11号）	4
提案理由の説明（広域連合長）	5
補足の説明（会計管理者）	5
決算審査意見の説明（代表監査委員）	9
質疑	9
討論	13
採決	13
議案上程（議第12号から議第15号）	13
提案理由の説明（広域連合長）	13
補足の説明（事務局次長）	14
事業課長	14
事務局長	15
質疑	16
討論	18
採決	18
議案上程（議第16号）	18
提案理由の説明（広域連合長）	19
補足の説明（事務局次長）	19
質疑	19

討論	19
採決	19
議案上程（議第17号）	20
提案理由の説明……………広域連合長	20
質疑	20
討論	20
採決	20
議案上程（議第18号）	20
提案理由の説明……………広域連合長	21
質疑	21
討論	21
採決	21
安達重晴氏あいさつ	21
広域連合長あいさつ	22
閉会	22

○出席議員（14名）

2番	斉藤 栄治	議員	3番	茨木 久彌	議員
4番	結城 義巳	議員	6番	工藤 芳夫	議員
7番	増川 修	議員	8番	山尾 順紀	議員
9番	伊藤 一雄	議員	10番	寒河江 信	議員
11番	佐々木 謙二	議員	12番	伊藤 俊美	議員
13番	阿部 寿一	議員	14番	今野 良和	議員
15番	小松原 俊	議員	16番	梅木 隆	議員

○欠席議員（2名）

1番	佐藤 洋樹	議員	5番	岡崎 賢治	議員
----	-------	----	----	-------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	市川 昭男	副広域連合長	安部 三十郎
代表監査委員	山口 正志	事務局長	齋藤 勝重
事務局次長	岩田 雅史	会計管理者	阿部 誠
事業課長	日野 邦昭	総務係長	西塔 浩人
企画財政係長	鈴木 茂樹	資格管理係長	中里 隆
給付係長	佐藤 隆		

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	齋藤 勝重	事務局次長（兼務）	岩田 雅史
書記（兼務）	西塔 浩人	書記	鈴木 学
書記	奥山 大輔		

○議事日程第1号

平成21年6月29日（月）午後2時00分 開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員指名
- 第3 諸報告
 - ・例月出納検査報告
 - ・定例監査報告（平成20年度）
- 第4 報第1号 専決処分の承認について（平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 第5 議第10号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

- て
- 第6 議第11号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議第12号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議第13号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第14号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第10 議第15号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 第11 議第16号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 第12 議第17号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第13 議第18号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

午後2時00分 開議

○議長（茨木久彌君） これより、平成21年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、佐藤洋樹議員、岡崎賢治議員の2名です。

出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真等による撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。
12番 伊藤俊美議員、13番 阿部寿一議員 を指名いたします。
-

日程第3 諸報告

- 議長（茨木久彌君） 日程第3 諸報告を行います。
監査委員から、平成21年2月から平成21年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。
また、既に配布しております文書のとおり、平成21年6月18日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。
以上で報告を終わります。
-

日程第4 報第1号

- 議長（茨木久彌君） 次に、日程第4 報第1号 専決処分の承認について、を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 連合長（市川昭男君） 議長。
- 議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

- 連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。報第1号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、臨時特例交付金を基金へ追加積立を行う補正であります。
詳細については、事務局からご説明申し上げます。
- 事業課長（日野邦昭君） 議長。
- 議長（茨木久彌君） 日野事業課長。
- 事業課長（日野邦昭君） 報第1号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。
後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,889万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,159億3,006万1千円とするものです。
はじめに、歳入補正につきまして、ご説明申し上げます。

2款国庫支出金は、平成21年度の保険料徴収激変緩和措置補填分等として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が予定よりも多く交付されたため、2億2,889万1千円増額計上しております。

次に、歳出補正につきまして、ご説明申し上げます。

7款基金積立金は、歳入の高齢者医療制度臨時特例交付金増額分2億2,889万1千円を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に一旦全額積み立てるもので、事業実施に応じて必要額を取り崩し、財源とするものです。

以上で説明を終わりますが、平成21年3月11日に高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付決定通知があり、平成21年2月定例会に上程できなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第4 報第1号について承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、報第1号については、承認することに決しました。

日程第5 議第10号 及び 日程第6 議第11号

○議長（茨木久彌君） 次に、日程第5 議第10号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、及び日程第6 議第11号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第10号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定、及び議第11号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び、後期高齢者医療特別会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、一般会計の決算関係から申し上げます。一般会計は、事務局の運営経費が金額の大部分を占めております。平成20年度の人員体制は、臨時・嘱託職員を含め24名体制で業務を執行してまいりましたが、歳出決算額は、約1億8,000万円となり、約1,200万円余りを繰り越すこととなりました。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算関係について申し上げます。平成20年度は、制度実施初年度でございましたが、医療費増大を招く特別な事態も無く、歳出決算額は約1,124億円となり、約24億円弱を繰り越すこととなりました。

内容については、事務局よりご説明申し上げます。

○会計管理者（阿部誠君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部会計管理者。

○会計管理者（阿部誠君） 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計歳入歳出決算書でございます。

歳入についてご説明申し上げます。予算現額1億9,341万円に対し、調定額は、1億9,371万7,353円となり、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較では、30万7,353円の収入増となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算現額1億9,341万円に対し、支出済額は、1億8,125万7,200円でございます。不用額は、1,215万2,800円となりました。歳入歳出差引額につきましては、1,246万153円でございます。

続きまして、平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

歳入についてご説明申し上げます。予算現額1,159億3,006万1,000円に対し、調定額は、1,147億9,526万4,790円となり、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較では、11億3,479万6,210円の収入減となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算現額1,159億3,006万1,000円に対し、支出済額は、1,124億447万2,335円でございます。不用額は、35億2,558万8,665円となりました。歳

入歳出差引額につきましては、23億9,079万2,455円でございます。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入についてご説明申し上げます。

1 款の分担金及び負担金は、2 款の繰越金と精算する形で、予算現額、収入済額ともに0円となっております。

2 款の繰越金は、予算現額1億9,260万8,000円に対し、調定額は、1億9,260万8,004円となり、収入済額も同額となっております。

3 款の諸収入は、2 項構成で、1 項預金利子の収入済額は、38万6,861円となっております。2 項雑入の収入済額は、9万2,544円となっております。

4 款の財産収入は、予算現額80万円に対し、調定額は62万9,944円で、収入済額も同額でございます。予算減額に比べ収入減の理由としては、預金利率の低下によるものでございます。

以上、歳入合計につきましては、予算現額1億9,341万円に対し、調定額は1億9,371万7,353円で、収入済額も同額でございます。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款の議会費は、予算現額71万8,000円に対して、支出済額52万8,075円となっており、18万9,925円の不用額でございます。

2 款の総務費は、3 項構成となっております。まず、1 項の総務管理費は2 目構成で、予算現額1億6,409万2,000円に対して、支出済額1億5,742万9,371円で、666万2,629円の不用額でございます。不用額の内訳でございますが、主なものとしては、19 節の負担金補助及び交付金でございます。これは、広域連合事務局の職員の人件費相当分を、派遣元の市町村に人件費負担金として支払っておりますが、時間外手当等の減少により、負担金が減になったものでございます。2 項の選挙費は、予算現額8万1,000円に対して、支出はございませんでした。これは、直接請求等があった場合に開催する選挙管理委員会の費用でございましたが、開催の必要になったことによるものでございます。3 項の監査委員費は、予算現額12万6,000円に対して、支出済額7万6,810円で、4万9,190円の不用額でございます。

3 款の予備費の支出はありませんでした。

4 款の民生費は、予算現額2,339万3,000円に対して、支出済額2,322万2,944円で、17万56円の不用額でございます。

以上、歳出合計は、予算現額1億9,341万円に対して、支出済額1億8,125万7,200円で、1,215万2,800円の不用額でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入についてご説明申し上げます。

1 款の分担金及び負担金は、予算現額188億3,051万1,000円に対し、調定額は185億6,457万7,270円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ2億6,593万3,730円の収入減となっておりますが、理由としては、2 目の保険料等負担金で、年度途中で国からの通知に基づいて会計処理年度を改めたことにより、各市町村が収納した保険料にかかる負担金の一部を、新年度の歳入に計上したためでございます。

2 款の国庫支出金は、2 項構成となっております。まず、1 項の国庫負担金は2 目構成で、予算現額268億3,376万8,000円に対し、調定額は270億3,620万7,083円で、収入済額も同額で

ございます。予算現額に比べ2億243万9,083円の収入増となっておりますが、理由としては、国からの追加交付決定があったことによるものでございます。2項の国庫補助金は4目構成で、予算現額128億6,095万7,000円に対し、調定額は133億8,835万9,885円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ5億2,740万2,885円の収入増となっておりますが、主な理由としては、1目の調整交付金で、各広域連合の財政力に応じて交付される普通調整交付金の追加交付決定があったことなどによるものでございます。

3款の県支出金は、予算現額90億9,908万7,000円に対し、調定額は90億2,360万8,430円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ7,547万8,570円の収入減となっておりますが、理由としては、療養給付費の減少による負担金の減でございます。

4款の支払基金交付金は、予算現額476億1,439万9,000円に対し、調定額は462億7万円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ14億1,432万9,000円の収入減となっておりますが、理由としては、療養給付費の減少による交付金の減でございます。

5款の特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額2,200万円に対し、調定額は180万8,030円で、収入済額も同額でございます。予算現額と比較して2,019万1,970円の収入減となっておりますが、理由としては、該当レセプトの減少により国保連中央会からの交付金が減少したことによるものでございます。

6款の繰入金は、2項構成となっております。1項の基金繰入金は、予算現額6億4,674万3,000円に対し、調定額は5億3,653万7,174円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ1億1,020万5,826円の収入減となっておりますが、理由としては、被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料特別軽減措置分等が、見込み額を下回ったことによるものでございます。2項の一般会計繰入金は、予算現額2,259万3,000円に対し、調定額、収入済額ともに同額でございます。

7款の諸収入は、3項構成となっております。まず、1項延滞金及び過料の収入済額は、16万5,600円でございます。2項預金利子の収入済額は、1,160万2,545円でございます。内訳としては、普通預金や譲渡性預金により運用した利子でございます。3項雑入の収入済額は、973万5,773円でございます。内訳としては、交通事故等による第三者納付金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1,159億3,006万1,000円に対し、収入済額1,147億9,526万4,790円でございます。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款の総務費は、2項構成となっております。まず、1項総務管理費は、予算現額5億9,180万3,000円に対して、支出済額4億7,919万5,204円となっており、1億1,260万7,796円の不用額でございます。不用額の主なものとしては、12節の役務費では、医療費通知を封書から圧着ハガキに変更したことによる郵送料の差額などがございます。13節の委託料では、電算システム関係委託料やレセプト画像処理委託料等にかかる入札執行差金でございます。23節の償還金利子及び割引料では、一時借入の必要がなかったためでございます。2項の賦課徴収費は、予算現額607万1,000円に対して、支出済額607万995円となっております。

2款の保険給付費は、3項構成となっております。まず、1項療養諸費でございますが、4目構成で、予算現額1,117億1,547万6,000円に対して、支出済額1,092億1,253万6,800円で、25億293万9,200円の不用額でございます。主なものとしては、1目の療養給付費では、診療

報酬等の請求額が、見込み額を下回ったためでございます。2目の訪問看護療養費では、訪問看護療養費の請求額が見込み額を下回ったためでございます。3目の移送費では、支出はございませんでした。4目の審査支払手数料では、レセプトの件数が見込みを下回ったためでございます。次に、2項の高額療養諸費は、予算現額7億3,569万9,000円に対して、支出済額7億1,060万4,452円で、2,509万4,548円の不用額でございます。これは、申請額が見込み額を下回ったためでございます。3項のその他医療給付費、葬祭費でございますが、予算現額5億2,750万円に対して、支出済額5億80万円で、2,670万円の不用額でございます。これは、申請額が見込み額を下回ったためでございます。

3款の県財政安定化基金拠出金は、予算現額9,700万円に対して、支出済額も同額となっております。

4款の特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額2,215万円に対して、支出済額437万8,876円で、1,777万1,124円の不用額でございます。これは、国保連中央会からの拠出金の請求が減少したためでございます。

5款の保健事業費は、予算現額2億1,932万7,000円に対して、支出済額1億1,909万1,787円で、1億23万5,213円の不用額でございます。これは、健康診査の受診者数が見込みを下回ったためでございます。

6款の予備費は、予算現額7億4,024万円に対して、支出はありませんでした。なお、予備費は、平成21年度に充当すべき保険料余剰分相当額が主なものでございます。

7款の基金積立金は、予算現額12億7,479万5,000円に対して、支出済額12億7,479万4,221円でございます。

以上、歳出合計は、予算現額1,159億3,006万1,000円に対して、支出済額1,124億447万2,335円で、35億2,558万8,665円の不用額でございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。まず、一般会計でございますが、歳入歳出差引額と同額の1,246万円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、特別会計でございますが、歳入歳出差引額と同額の23億9,079万2,000円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、財産に関する調書でございます。まず、後期高齢者医療制度臨時特例基金でございますが、これは、平成20年度及び平成21年度の保険料軽減措置分等に係る財源として、国から交付された臨時特例交付金を全額積み立てたものでございます。前年度末現在高は、5億6,950万539円ございました。決算年度中増減高7億3,888万6,991円の内訳でございますが、新たに積み立てた金額が12億7,542万4,165円。取崩した金額が5億3,653万7,174円となっております。この結果、決算年度末現在高は、13億838万7,530円となっております。次に、財政調整基金でございますが、平成21年2月定例会で議決いただいた平成19年度決算剰余金の精算額を積み立てたもので、年度末現在高は、951万7,000円となっております。

以上、平成20年度決算につきまして、よろしくご審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（山口正志君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口正志君） それでは、ただいま上程されました議第10号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、及び議第11号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定にかかる審査意見につきまして、ご説明いたします。

決算審査にかかる書類につきましては、6月18日に広域連合長より提出があり、議会選出の斉藤監査委員とともに、内容を審査いたしました。

審査意見の内容をご説明いたします。

まず、審査の対象は、決算書のほか、決算の附属書類として地方自治法施行令第166条第2項の規定により提出された歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに基金の運用状況などを記した財産に関する調書であります。

審査の方法につきましては、先ほど申し上げました対象書類について、歳入歳出簿その他の簿冊及び収入支出証書類と照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取する方法等によって、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された関係書類等は、関係法令に準拠して調製されており、かつ、計数は正確であり、予算の執行についても概ね適正に執行されたものと認められました。基金につきましても、それぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、執行につきましても概ね適正でありました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

審査意見といたしまして、今後の事業運営にあたっては、高齢化の進行などによる社会情勢の変化や医療費の動向を的確に把握を行い、なお一層市町村と協力して、広域連合の健全な財政運営と安定的な医療給付を行うことにより、住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

また、基金の運用についても、設置の趣旨に沿った適正かつ効率的な執行を、今後も継続していただきたいと思います。

以上で決算審査意見の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（山尾順紀議員） 議長。

○議長（茨木久彌君） 8番、山尾順紀議員。

○8番（山尾順紀議員） まず、保険給付費についてですが、説明の中で診療報酬の請求が減っているとありましたが、どんな原因が考えられるかお願いしたいと思います。

それから、健康診査費の受診者減についてはどう考えているのか。今後の対策、市町村との連絡等どう考えているかについてお願いします。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） 第一点目の保険給付費の減であります。予算編成にあたっては、平成18年度の老人医療給付費を基に国で示した伸び率4.8%で推計して計上しております。結果的には、対予算で98%弱の執行率になったわけですが、その主な要因としては、平成20年度に診療報酬改定が行われ、それがマイナスの改定となったことが主な要因かと思われま

す。次に、保健事業費の減であります。予算編成にあたっては、平成19年度までは老人保健法で市町村が主体となって実施してありまして、実施率が約23%でありましたが、それを基に予算化しております。

20年度からは仕組みが全く変わりました。特定健診という仕組みとして、今まで市町村が行っていたものを、各医療保険者が実施主体となり行うということで、広域連合でも健診については努力義務として実施しているわけですが、健診の主旨が糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的に、結果に応じて異常と認められた場合は医療機関にご紹介するという考え方に変わってございます。

実施率が下がった要因としては、市町村によっては、これまで行われていた集団健診を行わず、医療機関等での個別健診のみという市町村もあったため、皆さんと一緒に受けられないということに対する抵抗があったのではないかと思います。また、がん検診と同時に行うことが望ましいわけですが、そういった配慮が足りなかったと思っております。

先ほども申し上げましたが、生活習慣病等で医療機関に通院している方については基本的に除くというのが原則であり、それを被保険者の方に説明の上、それでも受診したい方は受診可能としたわけですが、こういった説明の上受診をしなかった方が多かったと分析しております。

今後は、受診率の向上について大きな課題と捉えておりますので、今年度実施したアンケート調査の結果も踏まえ、なぜ受診しなかったのかを分析しながら、そういった方を中心に周知広報しながら受診率の向上に努めていきたいと思っております。また、国の健診についての考え方についても、与党プロジェクトチームで短期的な課題として、健診を後期高齢者についても努力義務から実施義務にすることを検討するという見直し案が出されており、今年度末まで検討の上、成案になれば来年2月に国会に提出する予定になっております。健診につきましては、今後も受診率の向上に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（山尾順紀議員） 議長。

○議長（茨木久彌君） 8番、山尾順紀議員。

○8番（山尾順紀議員） 高齢者になると自分で健康を決め付けてしまう方が多いので、今から受診しなくていいとか、もう病気がわかっているという向きがあったのかなと思います。しかし、早期発見することによって保険給付も減ってくると思われまますので、この辺も市町村と協議していただきたいと思います。

最後にもう一点お願いします。監査の報告の中で、概ね適正という言葉がありましたが、この点についてお伺いしたいと思います

○代表監査委員（山口正志君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口正志君） 概ね適正という表現をしましたが、決算においては完全無比ということは不可能でございます。

具体的に申し上げますと、後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、多額の不用額が生じております。予算と比較して、制度発足の初年度であるため、やむを得ないということで意見書の中では申し上げませんでした。口頭では、予算と執行額の乖離を無くすような補足を申し上げておきました。定例監査の中では、例えば委託の契約で、作業手順が規定と相違している点など、何項目か指摘をしております。そのようなことを勘案して概ね適正という表現といたしました。以上でございます。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ございませんか。

○4番（結城義巳君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 4番、結城義巳議員。

○4番（結城義巳君） 後期高齢者医療特別会計の決算についてお願いします。決算の収支で、23億9千円の収支の差を次年度に繰越すということですが、それによって平成21年度の予算にどのような影響が出てくるのかお願いします。

それから、基金が13億ほどあるわけですが、基金は必要であれば取り崩さなくてはならないこともあるかと思いますが、基金の今後についてもう少し具体的にお伺いしたいと思ます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 第一点目ですが、23億円ほど不用額が出ておりますけども、国、支払基金等との精算がまだ終わっておりません。それらを返還しますと純剰余金としては、約6億5,000万円になります。その精算については、今年度補正等で対応させていただくことになるかと思えます。

もう一点、基金の残高が多いということでありましたが、この基金については、国からお預かりしているお金でありまして、必要に応じて取り崩して使い、最後には精算して返還する必要があるため、今後、補正をお願いすることになるかと思えます。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ございませんか。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 15番、小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） 基本的なことをお尋ねします。2款保険給付費の葬祭費ですが、不用額がこのくらい出たというのは大変良かったかなという感じがしますが、給付した人数から、5万円だと1万人ちょっとになるが、それでよろしいでしょうか。給付した人数を教えてくださいたいと思います。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） ただいまの質問であります。昨年度の死亡者数が10,519人で、そのうち申請があったものが10,016人でございます。未申請者については、年4回ほど申請案内を送付しているところでございます。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 15番、小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） そうすると、503人ほどは申請を促しても申請しなかったということか。それでは、いつまで申請できるのか。どのような規定になっているのかお伺いしたいと思います。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） ただいまの質問でございますが、基本的には市町村を通じて未申請の方には更にお知らせして申請していただくことにしておりますが、申請の権利については2年間になっているかと思えます。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 15番、小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） 2年間の中でと言うよりも、この掛け金を決める時は大変もめたわけです。申請しなかった方はおそらく未納者ではないと思えます。遺族に対して、ハガキ等で配布物が多くて見てない方も多いと思えます。いらならいららないで良いですが、是非、未申請者を無くすように努力をしてほしいと思えます。遺族の方にとっては納めて良かったとなるように検討してほしいと思えます。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議第10号及び議第11号は、これを原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第10号及び議第11号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議第12号 から 日程第10 議第15号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第7 議第12号から日程第10 議第15号まで議案4件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第12号から議第15号につきまして、ご説明申し上げます。

議第12号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ7億1,022万円とするものであります。

議第13号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億2,681万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,315億5,634万8千円とするものであります。

議第14号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減について、平成21年度の追加軽減措置を行うために所要の改正を行うものであります。

議第15号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、平成21年度の追加軽減分の財源を基金から取り崩す新たな処分目的を追加するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） それでは、議第12号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳出の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の負担金補助及び交付金につきまして、10万円の計上であります。これは、さる6月3日に発足した全国後期高齢者医療広域連合協議会の平成21年度の運営にかかる負担金で、全都道府県一律の金額であります。各都道府県広域連合のネットワーク構築と国、政府に対し連携して制度改善等の提案を行うことを目的に設立された任意団体であります。なお、財源は繰越金であります。

次の2目財政管理費であります。昨年度に保険料軽減措置の補填財源として国から交付された高齢者医療円滑運営臨時特例交付金につきましては、基金に積立てを行い運用しているため、その利子27万円について基金に積み増す予算の計上であります。

次の議第13号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） それでは、議第13号 平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

1款1項1目保険料等負担金は、この度の条例改正によるもので、低所得者に係る保険料追加軽減措置により、1億4,754万円を減額するものです。

2款2項2目民生費国庫補助金は、疾病分類統計資料作成を内容とする医療費適正化事業にかかる補助金、補助率1/2で、72万円を増額するものです。

2款2項3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料追加軽減措置補填分として国から交付されるもので、1款1項1目保険料等負担金の減額分と同額の1億4,754万円を新たに計上するものです。

6款2項1目基金繰入金は、保険料追加軽減措置分等の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を取り崩し、1億5,489万円を増額するものです。

7款1項1目繰越金は、疾病分類統計作成委託料、後期高齢者交付金返還金及び保険料還付金の財源として、平成20年度特別会計からの繰越金4億7,120万円を増額するものです。

次に、歳出について申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、制度改正に対応するための後期高齢者医療標準システム運用支援委託料735万円、及び市町村保健事業等への活用を目的とする疾病分類統計資料作成委託料144万円、合わせて879万円を増額するものです。

6款1項1目保険料還付金は、過年度納付された保険料について還付が必要なもので、1,911万円を増額するものです。

6款1項3目償還金は、社会保険診療報酬支払基金から交付された平成20年度後期高齢者交付金について、保険給付費の確定に伴う精算により、返還金4億5,137万円を計上するものです。

8款1項1目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、歳入の2款2項3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、一旦、基金へ積み立て事業実施に応じて取り崩し財源とする仕組みとなっていることから、1億4,754万円を新たに計上するものです。

なお、議第14号及び議第15号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事務局長（齋藤勝重君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 齋藤事務局長。

○事務局長（齋藤勝重君） 議第14号及び議第15号につきまして、ご説明いたします。

まず、議第14号 山形県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正は、平成21年4月12日に経済危機対策として、政府がとりまとめた、平成21年度における低所得者に対する保険料軽減措置について、新たに規定しようとするものであります。

それでは改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

最初に、附則第3条並びに第7条の改正につきましては、この度の条例改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

附則第10条につきましては、平成21年度において、均等割が7割軽減となる被保険者について、一律に8.5割の軽減とする規定を追加しようとするものです。

なお、この条例の施行期日については、平成21年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議第15号 山形県後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

先ほどご説明しました、議第14号の平成21年度における保険料の追加軽減措置にかかる財源につきましては、すべて国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で補填されますが、交付金は、一旦、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立て、その後必要に応じ処分することとなります。

この度の改正は、基金を処分ができる事項に、平成21年度の保険料追加軽減にかかる財源措置を加えるものでございます。

以上で議第12号から議第15号までの説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行ないます。質疑ございませんか。

○13番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 13番、阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） 二点ほど質問させていただきます。議第12号に関連して、全国広域連合協議会負担金とありましたが、決して悪いことではありませんが、後期高齢者医療制度については全市町村、全都道府県が関連するというところで、今まで地方6団体が中心となって色々な制度改善要望などを行ってきたと認識しております。それが、全市町村が加入し、関係することについては、このような形で行うのが通例であったにもかかわらず、わざわざこのような団体を設けて行う主旨がわからない。仮に必要性があるとしても、地方6団体との関係は整理しておかないと、それぞれ別のことを言うということにはあってはいけないのではないかと。中で情報交換をするだけなら良いが、国に対して物を言うということなので、それについてお尋ねしたいと思います。

それから、必要性をもって協議会を設けるといふのであれば、もっと予め色んな調整があるべきであって、当初予算に盛り込むべきものだと思います。にもかかわらず、なぜ補正なのか非常に疑問があります。反対だからというわけではありませんが、その辺りが整理されれば私も賛成します。その点について非常に疑問が残るので、教えていただきたいと思っております。特に事務局はどこになるのか、発起人はどこが声を掛けたのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

次に、議第13号に関連して、疾病統計以外は、制度改正に伴うことが中心であると理解を

いたします。疾病統計については、制度改正も何もないのに、思いつきのようなことはやめた方が良いでしょうと思います。統計を取りながら各市町村の保健医療の施策に活かして欲しいという趣旨であれば、当然当初予算の中にあるべきであるし、また、このような統計をまとめることは悪いことではないが、活用側の意見もしっかり聞いてからでないと、ただ調査したという満足で終わってしまうと思います。なぜこれが補正予算なのか。補助金が付いたから、今使わなくてはならないからやるのであればやめた方が良いでしょうと思います。やるのであれば、どのような統計なら活かしやすいか、各市町村の担当者等に意見を聞きながらやるべきであろうと思います。決して反対ではなく、どのような統計にして、どのようなものなら使いやすいかということ各市町村の担当者の意見をしっかりと聞いてやっていただきたい。これは、なぜ補正なのかという質問と、各市町村の担当者として意見交換してほしいという要望です。以上です。

○事務局長（齋藤勝重君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 齋藤事務局長。

○事務局長（齋藤勝重君） 第一点でございますけれども、全国広域連合協議会の設立については、さる6月3日に設立され、会長は、佐賀県の広域連合長があたっておりまして、事務局は、会長に選出された佐賀県の広域連合が担っております。また、冒頭の質問の部分で、全国の知事会、市長会など地方6団体との関係であります。本協議会の位置付けとしては、制度にまだ不安定な部分があり、具体的な制度要望をブロック別では国に対する意見が弱いのではないかという意見がありまして、もっと強力で制度改正、あるいは運営のあり方について国に申し出ていく必要があるという声が出てきたことから、一本化する必要があるのではないかということが年度当初に出てきたものであります。最初の数県から全国47都道府県の広域連合に設立することに対しての問い合わせがありました。その結果、47都道府県全てがそのような組織を持つことが良いのではないかという結果が出て、今回の設立にいたっております。当初予算で措置すべきではなかったかということでしたが、この話が具体化されたのが5月中でありまして、昨年の当初予算編成の時期には話がほとんどなかったということになります。そういう意味では、新年度になってから急激にまとまったこともあり、補正予算という形式をとらせていただいたところであります。以上です。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 6団体との関係ですが、全国市長会、全国町村会、また、それぞれの議長会で全自治体が構成しているわけですので、今回の広域連合の全国組織との一貫性が当然必要であろうかと思っております。最初の発足式に出席しましたが、その段階では具体的な意思決定はしておりません。意思決定をし、それを行動に移すという場合、当然地方6

団体の関係する町村会あるいは市長会、議長会と一致した考え方を持っていく必要があるかと思っております。それをどういった形で調整するか、是非調整をしてお互いにおかしいということがないようにしていくべきだろうと思っております。以上です。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） 二点目の疾病統計についてお答えを申し上げます。疾病統計の作成については、具体的には国保連合会に委託をして進める予定で、これまで協議をしてまいりました。それがまとまったため、今回補正をお願いした次第です。また、市町村担当者から意見を聞いて作成するようにとの貴重なご意見をいただきました。それについては、十分配慮して作成していきたいと思っております。以上です。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第12号から議第15号までの議案4件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第12号から議第15号までの議案4件については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議第16号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第11 議第16号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました、議第16号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第16号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正につきましては、平成21年4月の統計法の改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明いたします。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） ただいま上程されました議第16号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本年4月1日に、公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保のため、統計法が全面改正されております。これに関連して、統計法の条文を引用している当広域連合の個人情報保護条例について所要の改正を行おうとするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行ないます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第16号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第16号については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議第17号

○議長（茨木久彌君） 続いて、日程第12 議第17号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。

広域連合規約第11条第1項の規定により副広域連合長は2名となっておりますが、現在空席になっております1名につきましては、小野精一小国町長を選任することについて、広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行ないます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第17号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第17号については、同意することに決しました。

日程第13 議第18号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第13 議第18号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第18号につきましては、現在の山口代表監査委員より6月30日をもって辞任したい旨の届書が提出されておりますので、後任の監査委員として、現山形市の代表監査委員であります安達重晴さんを選任することについて、広域連合規約第17条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行ないます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第18号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第18号については、同意することに決しました。

ただいま選任されました、安達重晴さんが見えられておりますので、ご紹介いたします。

○（安達重晴君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 安達重晴さん。

○（安達重晴君） ただいま監査委員の審議につきまして、ご同意を賜り誠に有難うございました。一生懸命頑張りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

○議長（茨木久彌君） 監査委員としてご尽力いただきますようお願いいたします。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な施行に努力してまいる所存ですので、皆様には更なるご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） 本日は、誠に有難うございました。

これをもちまして、平成21年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時28分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 伊 藤 俊 美

署名議員 阿 部 寿 一